求職者等の方へ

令和８年１１月２日

前橋市社会福祉協議会

本会は求職活動中の学生や求職者、インターンシップを行っている方に対する
ハラスメント行為を許しません！

01　セクハラ（セクシュアルハラスメント）

例えば・・・

・性的な冗談、からかい、質問
・性的な内容のうわさを流す
・身体への不必要な接触
・食事やデートにしつこく誘う
・交際、性的な関係の強要
※同性同士も該当します。
※被害者の性的指向又は性自認に関わらず、性的な言動であれば該当します。



02　マタハラ・パタハラ（妊娠・出産・育児・介護休暇等に関するハラスメント）

例えば・・・

・面接時に育児休業の取得状況を質問したら、「取得するのは周りに迷惑」と言われた
・未就学の子供がいるため、面接時に子の看護休暇を取得する可能性がある旨を申し出たところ、「取得してもよいが出世はできない」と言われた



03　パワハラ（パワーハラスメント）

例えば・・・

・脅迫、侮辱、暴言等の精神的な攻撃
・暴行、傷害等の身体的な攻撃
・無視、人間関係からの切り離し
・遂行不可能な業務の強制
・私的なことに過度に立ち入る（性的指向や病歴、不妊治療等の情報の暴露を含む）



ハラスメント相談窓口：総務係（TEL　027-237-1269）

求職活動中の学生や求職者、インターンシップ、実習を行っている方向けの相談窓口です。

ハラスメントにあたるか微妙な場合も含め、広く相談に対応します。

＊＊ハラスメントを防止するための採用活動のルール＊＊
ハラスメント行為を防止し、安心して採用活動に参加していただけるよう、次のルールを設けています。

□面談・面接は、原則として複数人で実施します。
□やむを得ず複数名での対応が難しい場合は、場所・時間・内容の記録等に配慮します。
□面接時間は午前８時 30 分～午後５時 15 分とします。
□求職者等への連絡手段は、原則として電話または郵便とします。
□相談には公平に、プライバシーを守って対応します。
□相談をしたこと等が採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。